(f)　この項に掲げる全ての事項に関し、二千十一年六月一日までに委員会を通じ同理事会に対し中間報告を提出し、二千十一年十二月一日までに委員会を通じ同理事会に対し最終報告を提出すること、また、これらの日以前に適切な場合には、特に決議第千五百二十一号（二千三年）10の規定の二千六年六月の解除以降の森林部門、及び第千五百二十一号（二千三年）6の規定の二千七年四月の解除以降のダイヤモンド部門の進展状況について、委員会に対し非公式に最新の状況を提供すること。

(g)　天然資源に関して、他の関連する専門家パネル（特に決議第千九百四十六号（二千十年）9の規定によりコートジボワールに関して再設立されたもの及び第千九百五十二号（二千十年）5の規定によりコンゴ民主共和国に関して再設立されたもの）と積極的に協力すること。

(h)　キンバリー・プロセス証明制度と積極的に協力すること。

(i)　渡航禁止及び資産凍結に関するリストへの掲載のために公に入手可能な理由の更新について、委員会を支援すること。

7　事務総長に対し、専門家パネルを再任命し、パネルの業務を支援するため、必要な財政上及び安全上の措置をとるよう要請する。

8　全ての国及びリベリア政府に対し、その任務の全ての側面において、専門家パネルと完全に協力するよう要請する。

9　リベリア領域内及びリベリアと近隣諸国間での小型武器の流通を管理する責任は、二千六年西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）小型武器条約に従って、関連する政府当局が負うことを想起する。

10　ＵＮＭＩＬがその能力及び展開する地域の範囲内でリベリア政府、委員会、専門家パネルに対して継続している支援が重要であることを改めて表明し、その任務を予断することなく、決議第千六百八十三号（二千六年）を含む従前の決議で定める業務の実施を継続する。

11　リベリア政府に対し、二千九年のキンバリー・プロセス再検討チームによるダイヤモンド採掘と輸出に関する国内管理を強化するための勧告を実施するよう要請する。

12　キンバリー・プロセスに対し、専門家パネルとの協力を継続し、リベリアによるキンバリー・プロセス証明制度の実施に関する進展について報告することを奨励する。

13　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○財務省告示第八十九号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成十二年三月大蔵省告示第五十八号）の全部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十五日

財務大臣　野田　佳彦

健康保険印紙の形式は、次の各号に掲げる健康保険法第三条第二項の規定による被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者

第一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第二級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　暗い黄薄橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第三級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい青味緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第四級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　明るい茶色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第五級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い黄緑色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第六級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　薄い緑味青色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第七級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　模様　鈍い橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色